

(広報資料)

令和3年8月19日

京都市都市計画局

担当：まち再生・創造推進室

電話：222-3503

京町家相談員の募集！
～9月1日から募集を開始します～

《本事業は宿泊税を活用しています。》

「京町家相談員」の募集について

京都市では、京町家の保全及び継承に関する条例の施行に伴い、相談体制を充実させるため、一定の資格や経験年数があり、所定の研修を受講した方を『京町家相談員』として登録する制度を平成30年10月から行っています。

この度、新規で京町家相談員として御活躍いただける方を9月1日（水）から募集しますので、下記のとおりお知らせします。

なお、既に登録いただいている京町家相談員の方で、更新の意向を示していただいた方は、別途更新の案内をします。

記

1 「京町家相談員」について

(1) 役割

京都市又は京都市景観・まちづくりセンター（以下「京都市等」という。）からの派遣依頼を受け、京町家所有者等からの相談に対して、専門的なアドバイスの相談対応を行っていただきます。

※なお、当相談対応では営業活動はできませんので御了承ください。

(2) 謝金

相談対応1回につき、5,000円（源泉徴収所得税控除後）の謝金をお支払いします。

2 募集概要

(1) 募集予定数

登録の区分	募集人数
宅地建物取引士、大工、建築士	各10名程度
税理士	若干名

※ 不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁護士、司法書士、行政書士については、各職能団体から推薦いただきます。

(2) 応募要件

次のいずれにも該当している方であること。

ア **別表**（い）欄に掲げる登録の区分に応じ、**別表**（ろ）欄に掲げる要件を満たしていること。

イ 京都府内の事業所に勤務する方であること。

ウ 相談員の登録について、勤務する事業所の長の承認を得ていること。

エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

- オ 京都市の市税を滞納していないこと。
- カ 応募者が法人の社員等である場合にあつては、当該法人が前2号いずれの要件も満たしていること。
- キ 応募日から起算して過去1年以内に申込資格に関して別表(は)欄に掲げる処分を受けていないこと。
- ク 応募者が法人の社員等である場合にあつては、当該法人が応募日から起算して過去1年以内に申込資格に関して別表(に)欄に掲げる処分を受けていないこと。
- ケ 京町家の保全及び継承に関する条例の趣旨に賛同し、京町家の保全及び継承に取り組むこと。

(3) 応募方法

(4)の提出物を、持参、郵送、電子メールのいずれかで提出してください。
応募用紙は、当室及び京都市景観・まちづくりセンターで配布しているほか、当室ホームページからダウンロードできます。

(4) 提出物

- ① 京町家相談員応募用紙
- ② 各応募の区分に応じた資格証明書の写し
- ③ 実務経験申告書

(5) 応募期間

令和3年9月1日(水)～9月24日(金)(郵送の場合は、必着)

(6) 派遣開始日

令和4年4月1日(金)

(7) その他

詳しい情報については、当室のホームページを御確認ください。

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000287977.html>

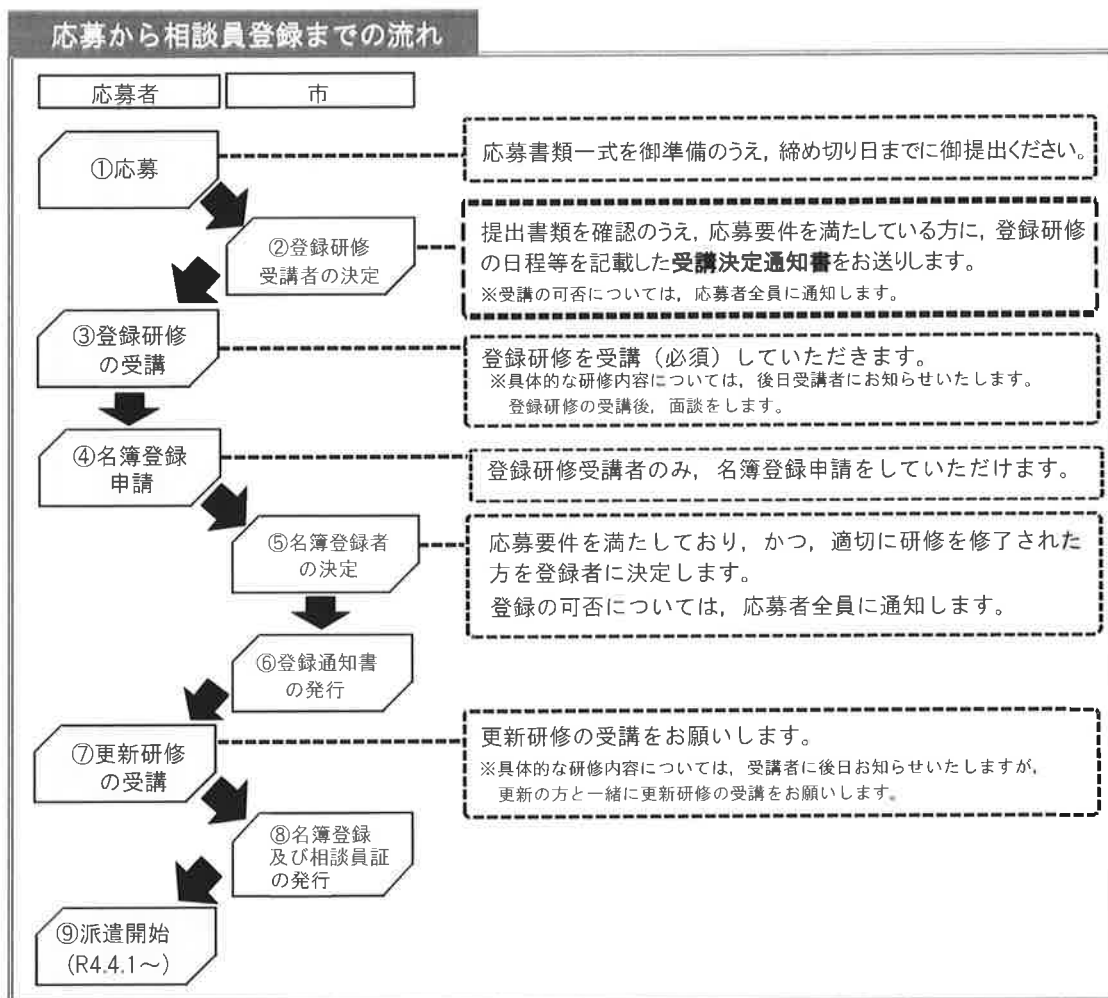
京町家相談員 募集

検索



(次ページに続く)

3 応募から相談員登録までの流れ



4 応募に関する注意点

- (1) 応募書類等により審査を行いますので、応募者全員が登録されるわけではありません。
- (2) 登録期間は、登録日から2年後の年度の末日までとなります。更新時には、更新研修を受けていただく必要があります。
- (3) 登録後のスキルアップ研修の開催を別途、予定しております。
- (4) 京町家相談員の活動では営業活動はできませんので御了承ください。

5 応募・問合せ先

(1) 応募先

【『京町家相談員』事務局】

京都市景観・まちづくりセンター（担当 西井，花崎，宮浦）
〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1
（河原町五条下る東側） 「ひと・まち交流館 京都」 B1 階
電話：(075) 354-8701 E-mail：machi.info@hitomachi-kyoto.jp

(2) 制度に関する問合せ先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 小西，松村）
電話：(075) 222-3503 E-mail：machisai@city.kyoto.lg.jp

別表

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	登録の区分	応募要件	個人に関する処分	法人に関する処分
(1)	宅地建物取引士	次に掲げるいずれにも適合すること。 ア 宅地建物取引士の資格を有すること。 イ 宅地建物取引業における不動産の開発・分譲・流通業務又は不動産賃貸業における不動産の賃貸業務に現に通算して5年以上従事し、併せて京町家に関する業務実績を応募日から起算して過去10年以内に5件以上有すること。	宅地建物取引業法に基づく指示処分及び事務禁止処分並びに登録消除処分	宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示処分、同条第2項に基づく業務停止処分又は法第66条第1項第9号に基づく免許取消処分
(2)	大工	次に掲げるいずれかに適合すること。 ア 次のいずれにも該当する者であること。 (7) 一級建築士若しくは二級建築士、木造建築士、一級建築大工技能士若しくは二級建築大工技能士又は一級施工管理技士若しくは二級施工管理技士の資格を有すること。 (イ) 工事責任者として携わった伝統的軸組構法に関する工事 ^{※1} の業務実績を、応募日から起算して過去10年以内に5件以上有すること。 イ 工事責任者として携わった伝統的軸組構法に関する工事 ^{※1} の業務実績を、応募日から起算して過去10年以内に10件以上有すること。	建築士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに免許取消処分(第10条)	建設業法に基づく指示処分及び営業停止処分並びに許可取消処分(第28条、第29条)
(3)	建築士	次に掲げるいずれにも適合すること。 ア 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有すること。 イ 建築物又は建築設備の設計及び工事監理の業務に現に通算して5年以上従事していること。 ウ 設計責任者として携わった京町家の全体工事 ^{※2} に関する業務実績を、応募日から起算して過去10年以内に5件以上有すること。	建築士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに免許取消処分(第10条)	建築士法に基づく戒告処分及び閉鎖処分並びに登録取消処分(第26条)
(4)	税理士	税理士の資格を有し、かつ税理士法第二条に掲げる業務に現に通算して5年以上従事していること。	税理士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに業務禁止処分(第45条、第46条)	税理士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに解散処分(第48条)

※1 伝統的軸組構法に関する工事とは、伝統的軸組構法による木造住宅の新築工事又は根継ぎ、歪み突き、揚げ前、土壁の改修を含む工事を指します。

※2 全体工事とは、①伝統的軸組構法に関する工事、②空間構成に関する復元的な工事(通り庭、火袋、坪庭など)および③アサードデザインに関する復元的な工事(格子、通り庇、虫籠窓など)を一体的に行う修繕・改修工事を指します。この内、少なくとも①を含む②又は③の両方またはいずれかを含む工事であることを要件とします。

(広報資料)

令和3年9月7日
京 都 市
都 市 計 画 局
(まち再生・創造推進室 222-3503)



空き家所有者のお悩みにお答えする
まちの不動産屋さん
9月16日(木)から募集を開始!

「京都市地域の空き家相談員」の募集について

京都市では、空き家所有者や地域の方々が、空き家に関して気軽に相談できる体制を整備するため、平成26年4月から「まちの不動産屋さん」を『京都市地域の空き家相談員』として登録しています(現在の登録者数 252名)。

この度、相談体制の更なる充実を図るため、新たに『京都市地域の空き家相談員』として御活躍いただける方を**9月16日(木)から募集します**ので、お知らせします。

1 募集概要

(1) 登録予定者数

約50名(既存の登録者を含めて全市で300名程度を登録予定)

(2) 応募要件

次のいずれにも該当している方であること。

ア 宅地建物取引士(旧宅地建物取引主任者)となってから、以下のいずれかの業務に現に通算して5年以上従事していること

(ア) 宅地建物取引業における不動産の開発・分譲業務、流通業務及びこれらの業務に伴う企画、調査、研究等の業務

(イ) 不動産賃貸業における不動産の賃貸業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務

(ウ) 不動産管理業における不動産の管理業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務

(エ) その他京都市が適当と認める業務

イ 京都市内の事業所に勤務する方であること

ウ 相談員の登録について、勤務する事業所の長の承認を得ていること

エ 京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に規定する暴力団員等でないこと

オ 京都市の市税を滞納していないこと など

(3) 応募方法

(4)の提出物を郵送あるいは電子メールのいずれかで提出してください。

応募用紙は、当室ホームページ(4を参照)からダウンロードできます。

(4) 提出物

応募用紙

宅地建物取引士証(写)

(5) 応募期間

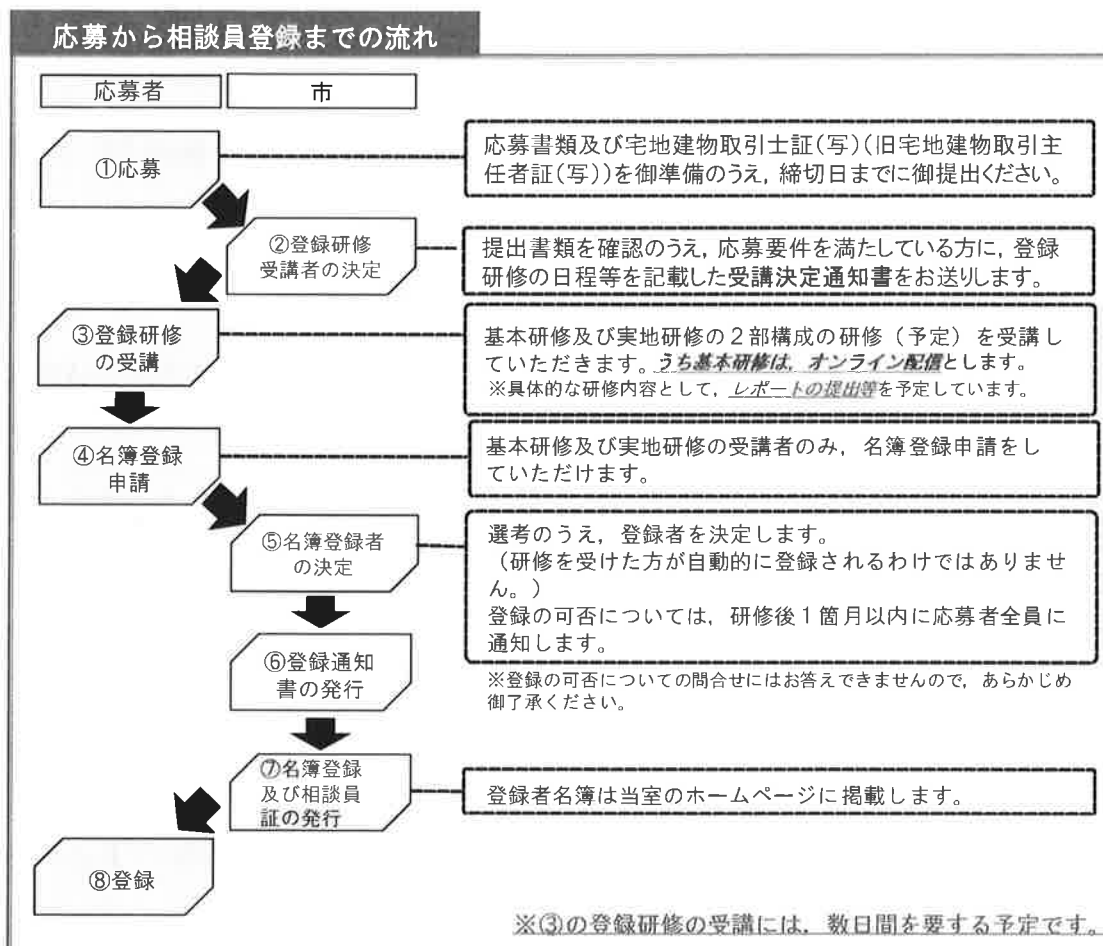
令和3年9月16日(木)～9月30日(木)(郵送の場合は、必着)

応募者多数の場合は、応募受付を途中で締め切ることがあります。

(6) その他

詳しい情報については、当室のホームページを御確認ください。

2 応募から相談員登録までの流れ



3 応募に関する注意点

- (1) 事業所が所在する行政区のみへの応募が可能です。
- (2) 1行政区あたり同一事業者の登録者数は3名までとさせていただきます。既に登録済の方も含めた人数になりますので、応募の際にはお気をつけください。
- (3) レポートの提出状況等による選考を行います。応募者全員が登録されるわけではありません。
- (4) 初年度の登録期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。更新時には、更新研修を受けていただく必要があります。
- (5) 空き家所有者等からの相談には、電話又は御自身のお店で対応していただきます。
- (6) 地域の空き家相談員の業務は、原則、無償で行っていただきます。
- (7) 本市から営業の仕事が斡旋される事業ではありませんので、あらかじめ御了承ください。
- (8) 登録後であっても、地域の空き家相談員にふさわしくないと判断した場合等は、登録を抹消することがあります。
- (9) 相談員になっても、水道の閉栓状況等、市が保有する情報を閲覧する権利等が与えられるものではありません。

4 応募・問合せ先

京都市都市計画局 まち再生・創造推進室 空き家対策担当

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3503

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝を除く）

e-mail: machisai@city.kyoto.lg.jp

京都市地域の空き家相談員 募集

検索

ホームページ: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000288649.html>